



Nagasaki Design Award

長崎デザインアワード2026 募集要項

【主 催】 長崎県、長崎県産業デザインネットワーク

【エントリー（応募票）受付期間】

令和8年8月25日（火）～ 令和8年11月2日（月）

【応募票提出・問い合わせ先】

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県産業労働部 新産業推進課 産地振興担当

T E L : 095-895-2637

F A X : 095-895-2544

E-mail : sanchi@pref.nagasaki.lg.jp

1. 趣意

県内で企画・開発・製造されている商品の中から優れたデザインを選定・表彰し、県内企業のデザイン力向上による販路拡大につなげることを目的として開催します。

2. 募集対象

県内で企画・開発・製造された商品のうち、反復生産が可能で、

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 30 日までの間に商品化し、

以降も継続して販売予定のもの。

但し、以下のものも対象とします。

- ① 令和 7 年 4 月 1 日以前に商品化されたものでも、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 30 日までの間にデザインを改良し、販売されたもの。
- ② 過去の「長崎デザインアワード」に応募した商品で、上記期間内にデザインを改良したものの。

応募商品例 ※応募対象の分野を限定するものではありません。

■生活プロダクトデザイン（分野）

食品、食器、衣料品、生活雑貨、文具、インテリア用品、家具、スポーツ・レジャー用品、福祉用品、家電機器、照明器具、住宅設備機器、医療機器、遊具、工具、計測機・試験機など

■パッケージデザイン（分野）

商品のパッケージ（包装、箱、容器など）

3. 応募資格

応募商品の販売権利を持つ者で、県内に事業所を置く企業、団体、個人に限ります。

4. エントリー料（参加料）

エントリー料（参加料）は無料です。

ただし、応募に係る費用（書類作成、郵送料など）、応募商品の搬入・搬出に要する費用は応募者の負担とします。

5. 各種スケジュール

・ 応募票の提出 令和 8 年 8 月 2 5 日から 1 1 月 2 日まで

・ 一次審査会（書面審査） 令和 8 年 11 月 3 日～11 月 18 日頃

・ 一次審査結果の通知 // 11 月 23 日頃

・ 応募商品の搬入 // 12 月上旬

（二次審査会前日迄の指定する時間・場所への搬入・送付 ※別途、後日ご連絡します。）

・ 二次審査会（現物審査） 12 月上旬～12 月中旬

・ 選定結果の通知 // 12 月下旬

・ 入選・選外商品の返却 // 12 月下旬頃（選外）、1 月下旬頃（入選）

・ 表彰式 令和 9 年 1 月中旬

※応募後の取下げは、応募受付期間中に限り可能とします。

※【二次審査会（現物審査）について】

- ・ 二次審査会は、一次審査会（書面審査）選定作品を対象に実施します。
- ・ 二次審査会は、長崎市内の会場にて行います。
- ・ 会場に応募商品現物を展示、後述する選定基準をもとに審査員が評価します。
- ・ 二次審査会は公開とし、応募者、県民、報道関係者、県庁職員等が閲覧できる形式で実施します。

6. 応募票の提出（一次審査会：書面審査）

(1) 提出方法

・ 所定の「応募票」に必要事項を記入し、応募商品の写真を添付の上、

郵送またはE-mailにて 令和 8 年 8 月 2 5 日から 1 1 月 2 日までに、

下記応募先に提出してください。

・ E-mailで応募する場合は、Wordファイルのまま提出してください。

【応募先】

長崎県産業労働部 新産業推進課 産地振興担当

・ 郵送の場合 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

・ E-mailの場合 sanchi@pref.nagasaki.lg.jp

・ 応募票受領確認の連絡は、応募票到着後 1 週間を目処に応募票記載の連絡先に行います。

・ 受領確認の連絡がない時は、上記応募先に問い合わせてください。

・ 何らかの要因で募集期間内に受付ができなかった場合でも、お問い合わせ後、発信・発送の期日が確認できた場合は応募を受け付けます。

(2) 応募数

- ・ 応募数に制限はありません。
- ・ 応募票1通につき応募商品1点とします。
- ・ サイズ違いや色違いの商品など、同一のコンセプトでまとめることが可能なものについては、「〇〇シリーズ」や「〇〇セット」として応募できますが、セット商品数は応募票1通につき5点程度とします。

(3) 記載にあたっての留意事項

- ・ 「デザイナー名」などは、展示説明文やパンフレット等に記載しますので、公表可能な場合に限り、デザイナーの名前、事業所名を記入してください。
- ・ 応募商品問合せ先・販売先は、受賞後に公表しますので、必ず記入してください（ただし、担当者名は公表いたしません。）。
- ・ 「商品名」は、賞状、展示説明文等に記載する名称等を記入してください。
- ・ 一次審査会は、書面審査で作品を評価するため、応募作品の全体写真やデザインの意図及び工夫した点が十分に分かる写真を提出してください。審査は提出された写真及び応募書類の記載内容をもとに行います。
- ・ 「改良品の応募」については、応募票②の販売状況欄「☐ 改良品」にチェックを入れ、改良後の発売月（又は発売予定日）を記入してください。その際、応募商品の写真の他に、必ず改良前の商品の写真を1枚貼り付けてください。
- ・ 展示説明文やパンフレット等の文章については、原則として応募票のとおり使用しますので、正確に記入してください。なお、構成の都合上、主催者側で文章を編集する場合があります。

※応募票は、長崎県ホームページからダウンロードできます。



7. 応募商品の搬入（二次審査会：現物審査）

応募商品については、二次審査会前日迄の指定する時間・場所への搬入又は時間指定での送付となります。（輸送搬入の場合、日時指定で発送してください）

指定日時までに応募商品が届かない場合は、二次審査の対象外となります。
詳細は後日応募票記載の連絡先に通知します。

なお、輸送搬入の場合は、下記のとおり、梱包上面に明記ください。

長崎デザインアワード応募商品 No.●● 商品名：■■■

8. 選定結果の通知（二次審査会：現物審査）

二次審査会において、受賞（①～⑤）、入選（⑥）を選定し、応募者に対して令和8年12月下旬頃に文書により通知します。

- ① 大賞（1点） ②金賞（2点程度） ③銀賞（3点程度） ④審査員特別賞（2点程度） ⑤奨励賞（2点程度） ⑥入選

【選定基準】

- ❶商品・サービスのコンセプトが明確にデザインされ、独自性、優位性がある商品か。
- ❷想定される利用者や市場に対して、デザインが適切に機能している商品か。
- ❸デザインの力で長崎（地域）の魅力を引き出し、適切に表現できている商品か。
- ❹デザインが新たな価値観や生活シーンを提案している商品か。
- ❺デザインが新たな価値や評価を形づくり、長崎から国内外に発信できるような商品か。

※受賞商品については、報道機関への取材資料として、試食品やサンプルの準備・提供をお願いする場合があります。

二次審査会は、現物審査を行います。二次審査会（現物審査）の日時については、1次審査合格者へ別途お知らせします。

9. 入選・選外商品の返却

商品の返送は、着払いによる返送を予定しております。詳細については、別途お知らせします。

入選商品の返送：令和9年1月下旬

選外商品 "：令和8年12月下旬

※受賞商品は「11. 受賞商品の展示」に記載のとおり展示予定。

10. 表彰式（予定）

日時／令和 9 年 1 月中旬頃

場所／長崎県庁 1 階ロビー（予定）

※大賞・金賞・銀賞・審査員特別賞・奨励賞の受賞者を対象に表彰式を実施します。

※賞状（アクリルフレーム付）を贈呈します。

※報道機関への取材資料として、試食品やサンプルの準備・提供をお願いする場合があります。

11. 受賞商品の展示（入選除く）

大賞・金賞・銀賞・審査員特別賞・奨励賞の受賞商品を、県庁 1 階ロビー及び県窯業技術センターの 2 か所で展示しますので、展示用として受賞商品を 2 点以上ご提供ください。展示期間は、令和 9 年 11 月頃までを予定しています。

詳細については、別途お知らせします。

12. 受賞商品等に対する販路拡大支援

受賞商品の販路開拓や認知度向上を図るため、集客施設等での受賞商品の PR などを行いますので、ご協力をお願いします。

（１）受賞及び入選商品（大賞・金賞・銀賞・審査員特別賞・奨励賞、入選）

- ・商品紹介パンフレット掲載
- ・長崎県産業デザインネットワークのホームページ掲載
- ・デザインアワードのロゴマークの利用（無料）

（２）受賞商品（大賞、金賞、銀賞、審査員特別賞、奨励賞）

上記（１）に加え、

- ・集客施設等での PR 展示

（３）選外商品

二次審査会で 10 点程度を選定し、二次審査会における助言等をフィードバックします。また、選定された事業者は、長崎デザイナーズバンク登録デザイナーからの相談や助言を受けることができます（無料）。

※上記の他、受賞及び入選商品については、県ホームページや各種広報媒体等を通じて情報発信を行うほか、関係機関等と連携しながら、商品の認知度向上や販路拡大につながる PR 支援を実施する予定です。

13. 諸権利・免責事項等

- ・応募商品の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）は、応募者に帰属します。これらの保全処置は応募者の責任において自ら実施してください。応募商品及び応募者に関する法律上の責任は一切負いません。
- ・選定された応募商品の展示及び出版に関する権利は、応募者と主催者の両方に帰属することとします。
- ・他人の写真や印刷物を承諾なく使用した場合は、著作権等の侵害となりますので注意してください。
- ・選定後であっても、他人の諸権利に抵触することが判明した場合、あるいは、他人の商品と同一、類似とみなされる場合は、賞を取り消すことがあります。
- ・応募商品については、十分注意して取り扱いますが、万一の火災、盗難、地震、不慮の損害等については一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

14. その他

受賞事業者におかれましては、事業終了後（令和9年4月以降）から令和13年3月までの間、受賞商品の売上状況等を年1～2回程度ご報告いただきます。